

# 中小企業等再起支援事業（概要）

## 1 目的・事業スケジュール

### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模事業者等が、早期の再起を図るために行う、**販路開拓、生産性向上及び感染防止対策**に関する新たな取組を支援するもの。

### (2) 申請受付開始（予定）

令和3年7月中旬頃

※令和3年5月8日以降に発注・購入・契約等を行った事業が対象と成り得る。

### (3) 事業期間

令和3年12月末まで（支払い完了まで）

### 【事業スキーム】

補助金事務局  
（みやぎおうえん  
コンソーシアム）

補助金



中小・小規模事業者  
（個人事業主含む）等

補助率  
（2/3以内）

## 2 補助対象者・補助要件

### (1) 補助対象者

- ・ 県内に本社・本店、または、住所を有する中小企業者・小規模事業者（個人事業主含む）
- ・ 県内に主たる事務所を有し、一定の要件を満たす特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・ 県外に本社・本店、または、住所を有する中小企業者・小規模事業者（個人事業主含む）及び県外に主たる事務所有し、一定の要件を満たすNPO法人であって県内で飲食店を営業し、「みやぎ飲食店コロナ対策

策

「認証制度」の認証を取得した者

### (2) 補助要件

- ・ 新型コロナウイルスの影響により令和3年1月以降申請日の前月までのいずれか1か月間の売上高が、前年又は前々年同期比で**30%以上減少**していること。
- ・ 新型コロナウイルスの影響から再起を図るための販路開拓や生産性向上等の**経営計画を策定**していること。
- ・ 令和3年3月31日までに創業していること。

## 補助対象事業

- 販路開拓に関する事業
- 生産性向上に関する事業
- 感染防止対策に関する事業  
※業種別ガイドラインに基づく取組のみ対象

補助率：2/3以内  
補助限度額：1,000千円  
（下限額：300千円）

## 対象経費

- ① 広報費
- ② 展示会等出展費用
- ③ 開発費
- ④ 機械装置等費
- ⑤ 外注費等

## 対象となる事業の例

### 【販路開拓・生産性向上に関する事業】

- ・ インターネット販売の強化・導入費
- ・ Wi-Fi設備やキャッシュレス機器導入費
- ・ 新商品開発のための機械購入費
- ・ 販路開拓・生産性向上を目的とした店舗リニューアルに係る改装費（単なる修繕、自社施工の場合の原材料費等は除く）

### 【感染防止対策に関する事業】

- ・ 啓発用ポスター、チラシの作成費
- ・ アクリル板・防護スクリーンの購入、施工換気設備（換気扇、空気清浄機等※）、サーモカメラの購入、施工（※）原則として、施工工事が伴うもの
- ・ 感染防止対策を目的とした店舗リニューアルに係る改装費（単なる修繕、自社施工の場合の原材料費等は除く）

等

# 補助対象者

## 補助対象となる(なりうる)者

- ・ 県内に本社・本店、または、住所を有する中小企業者・小規模事業者(個人事業主を含む)
- ・ 県内に主たる住所を有し、一定の要件を満たすNPO法人
- ・ 県外に本社・本店、または、住所を有する中小企業者・小規模事業者(個人事業主を含む)及び県外に主たる事務所を有し、一定の要件を満たすNPO法人であって県内で営業する飲食店で「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を取得した者

### NPO法人が対象となる場合の要件

- (1) 法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)に係る取組に限る。
- (2) 中小企業基本法第2条第1項で規定される中小企業者のうち、「③サービス業」の常時使用する従業員の基準以下「100人以下」の法人であること。
- (3) 認定NPO法人でないこと。

【参考】県内外別の対象早見表

	県内の事業所	県外の事業所
県内本社(本店)・住所	対象	対象
県外本社(本店)・住所		対象外

### 飲食店のみ対象となりうる

※認証取得が要件

## 補助対象とならない者

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
- ・ 社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人
- ・ 大企業(いわゆる「みなし大企業」を含む)
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者 等